

◇ 耐用年数の改正と償却費の計算

Q :平成20年4月以後耐用年数が変わったようですが、それまでに取得したものについては、以前の耐用年数で計算していいのですか？

A :平成20年4月までに取得した減価償却資産についても新しい耐用年数で計算します。

【解説】

減価償却制度は、平成19年度で償却方法が見直され、平成20年度で耐用年数が見直されました。

平成19年度に改正された償却方法の改正は、平成19年4月以後に取得した減価償却資産から適用され、それ以前のものについては従前どおりの償却方法を適用しますが、平成20年度改正の耐用年数については、平成20年4月以後に取得した減価償却資産だけでなく、それまでに取得したものについても適用されることとなっていますので注意してください。

3月決算法人で例を示せば、次のようになります。

- ◆ 耐用年数10年の資産が平成20年度改正で8年になったものの場合
 - ・ 平成19年3月までに取得したもの
償却方法：改正前の償却方法のまま
耐用年数：H20.3期まで10年、それ以後は8年
 - ・ 平成20年3月までに取得したもの
償却方法：改正後の新償却方法
耐用年数：H20.3期まで10年、それ以後は8年

